

# パナソニック松愛会ハムクラブ規約

## 第1条 (名称)

本会は、パナソニック松愛会ハムクラブ (S A R C) と称する。  
(Panasonic Shoaikai Amateur Radio Club)

## 第2条 (目的)

本会は、アマチュア無線を通じて会員相互の親睦を図り、通信技術の向上を目指し、社会に貢献することを目的とする。

## 第3条 (会員資格)

本会は、パナソニックグループを退職した者であり、アマチュア無線に興味を持つ者で構成する。  
入会希望者は、理事会で検討し承認する。

## 第4条 (事業活動)

本会は、次の活動を行う。

1. 通常のアマチュア無線交信、コンテスト、移動運用、無線通信の実験、懇談会、オンエアミーティング、ARDF (FOX) 等の実施。
2. アマチュア無線関係の調査研究と報告、会報・ニュース・名簿の発行。
3. 講習会、講演会、研究会等の開催。
4. 災害、緊急時の非常通信とその訓練。
5. J A R L にクラブ登録し、J A R L 行事への参加等、それに伴う活動。
6. クラブ局の運用 及び、その管理。
7. その他

## 第5条 (入退会)

入退会は、その旨を事務局に届けるものとする。  
ただし、会費の納入が、年度初めより3ヶ月間なき場合は、退会とする。

## 第6条 (会費)

会費は、年額2,400円とする。  
クラブが主催する諸行事の必要経費は、クラブが負担する。  
飲食費は個人負担とする。  
年度途中の入会は200円/月の計算で当該年度分を一括納入とする。  
退会による返金はしない。

## 第7条 (年度区分)

運営年度は、4月1日より翌年3月31日の間とする。  
会計年度は、3月1日より翌年2月末日の間とする。

## 第8条（役員）

1. 本会の役員は、第9条のとおりとし、会員の互選により会長、副会長、事務局長、会計、理事と監事を選出し、任期は改選年度の総会まで2年間とする。
2. 第1項により選出された役員の協議により、顧問を選出することができる。
3. 役員に欠員が生じた場合、補充者の任期は前任者の残り期間とする。

## 第9条（役員の構成）

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 事務局長 1名
4. 会 計 1名
5. 理 事 若干名
6. 監 事 1名
7. 顧 問 若干名

## 第10条（総会と理事会）

総会は、毎年原則として年度末に開催し、会員の3分の1以上（委任状を含み）の出席で成立する。

総会は、活動報告、決算報告、次年度事業計画、予算及び、重要事項の審議を行い、議案は出席者の過半数で決定する。

理事会は、第9条の役員で構成し、必要に応じて随時開催するものとする。

理事会の審議事項は必要に応じ、会員に告知する。

## 第11条（クラブ無線室の運用）

本会の活動拠点として、人材開発カンパニー（枚方）のご理解と支援を得て、人材開発カンパニー構内に、クラブ無線局を設置し活動の推進を図る。

## 第12条（改定）

1. 本規約の改定は総会において、出席者の過半数の賛成で成立する。
2. 緊急に規約改定の必要が生じた場合は、理事会の過半数の賛同で暫定的に運用が出来る。  
但し、次年度の総会で暫定内容の審議を得て、再可決することとする。
3. 規約の改定履歴を明確にするため、改定履歴書を作成し保存する。

## 第13条（所在地）

本会の所在地は事務局長宅とする。

## 改定履歴

平成 10 年 4 月 10 日制定

平成 12 年 3 月 28 日改定

平成 14 年 4 月 13 日改定

平成 18 年 4 月 8 日改定

平成 20 年 3 月 29 日改定

平成 21 年 4 月 28 日改定 クラブ名変更

平成 22 年 3 月 20 日改定 第 5 条

平成 26 年 3 月 29 日改定 第 6 条

平成 28 年 3 月 26 日改定 第 3 条 ; 会員資格

令和 5 年 3 月 25 日改定 第 11 条 ; 慶弔規定削除、条番号繰り上げ

令和 6 年 3 月 30 日改定 第 7 条、第 13 条